

別居している者を扶養認定する場合について

組合員と別居している者を被扶養者として認定するためには、組合員から別居している被扶養者（認定対象者）に対して仕送りを行っていることが必要です。また、組合員が仕送りをしていることが確認できるようにしておかなくてはなりません。

主として組合員の収入により生計を維持していると判断するためには、次の基準を満たす必要があります。

1 仕送り回数

毎月又は2か月に1回仕送りを行っていること。

被扶養者（認定対象者）の生活費を援助するものであるため、毎月又は2か月に1回の定期的な仕送りが必要です。まとめて送金するなど一時的なものは仕送りとは認めません。

なお、組合員が支払っていることが確認できる学費や家賃についても仕送りに含めることができます。

2 仕送り方法

振込み又は現金書留によること。

「誰が」「誰に」「いくら」仕送りを行ったのかが確認できるよう、金融機関を利用した振込み又は現金書留に限るものとします。

よって、手渡しによる方法は不可とします。また、被扶養者（認定対象者）の口座に入金（預け入れ）する方法も、「誰が」入金したのか分からないため不可とします。

3 仕送り金額

次の(1)から(3)の全てを満たす額以上の金額である必要があります。ただし、配偶者、学生の子、未就学の子については、これらを満たさなくても可とします（仕送り金額は問いません。）。

(1) 仕送り額と被扶養者（認定対象者）の収入額の合計が次の金額以上であること

ア 被扶養者（認定対象者）がイ以外の場合 … 年額 130 万円

イ 被扶養者（認定対象者）が 60 歳以上又は障害年金受給要件に該当する程度の障害を有する場合 … 年額 180 万円

(2) 被扶養者（認定対象者）の収入額（※）以上の金額

※ 認定対象者の配偶者等、他の扶養義務者の収入における、その方の認定基準額（年額 130 万円又は年額 180 万円）を超過した額を含みます。

(3) 他の方と共同して扶養している場合、他の方が行う仕送り額以上の金額

4 確認書類

扶養認定時又は被扶養者資格確認調査時には、上の 1～3 について確認できる次の書類の提出が必要です。

- ・ 仕送り申立書
- ・ 直近 3 回分の仕送り実績が確認できる書類の写し
 - 振込依頼書の控え、預貯金通帳（口座名義人及び送金が確認できる各ページ）又は現金書留の写し等
- ・ 仕送り金額に学費を含める場合は、組合員名が確認できる払込票等の写し
- ・ 仕送り金額に家賃を含める場合は、賃貸契約書の写しと組合員が家賃を払い込んでいることが確認できる書類の写し（直近 3 回分）